

法令改正に伴う本人確認手続きに関するお知らせについて

平成19年1月より、法令の改正⁽¹⁾に伴い、現金による10万円を超える振込は本人確認が必要となります。

お客様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際的な要請に基づくマネーロンダリング/テロ資金供与防止のための本人確認手続きに関する法令の改正に伴うものです。

ATMを利用した現金による10万円超の振込はお取り扱いができなくなります。

- ・ATMでは「10万円を超える現金」でのお振込はお取り扱いできません。
- ・預金口座を通じて10万円を超えるお振込みを行う場合には、ATM・窓口・けんしんITバンキングサービスのいずれにおいても、これまでと同様にお振込みできます。ただし、口座開設の際に本人確認手続きがお済みでない場合には、本人確認の手続きが必要となり、ATMではお振込みができないことがあります。

窓口での10万円超の現金振込等には、「本人確認書類」が必要となります。

- ・本人確認手続きが必要な取引は次のとおりです。

取引金額区分		10万円以下	10万円超 200万円以下	200万円超
口座開設、貸金庫、保護預りなどの取引開始				
預金口座への現金入金、預金口座からの現金出金		不要	不要	
振込	現金	不要		
	キャッシュカード	不要		
公共料金等の現金による納付 ⁽²⁾		不要		
自己宛小切手振出及び持参人払式小切手の現金支払い		不要		

本人確認書類をご提示ください。

平成19年1月より、本人確認書類のご提示が必要です。

平成19年1月より、口座開設の際に本人確認手続きがお済みでない場合は、他行ATMでのお振込みはできません。

² 国・地方公共団体への各種税金・料金の納付は除きます。

- ・ご用意いただく「本人確認書類」は次のとおりです。

【個人のお客様】

運転免許証
パスポート
住民基本台帳カード(写真入りのもの)
各種年金手帳
各種福祉手帳
各種健康保険証
医療受給者証
母子健康手帳
身体障害者手帳
外国人登録証明書
官公庁から発行・発給された書類で、
顔写真が貼付されたもの

【法人のお客様】

登記事項証明書
印鑑登録証明書
官公庁から発行・発給された書類
上記のほか、ご来店された方ご自身の
本人確認書類(左記【個人のお客様】)
が必要です。